



大和市

環境共生部 環境・公害対策課
公害対策係

マンションやビル等の 貯水槽水道設置者の皆様へ

貯水槽水道の定期的な保守点検を実施しましょう！



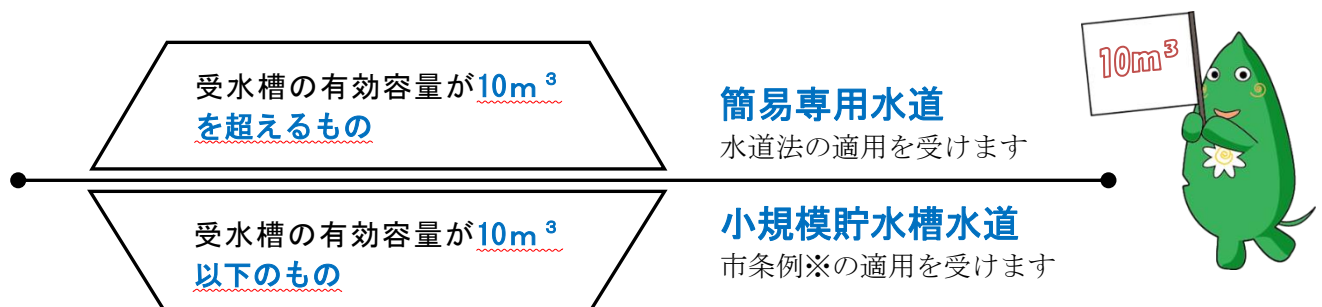
このリーフレットは、大和市内の区域の貯水槽水道設置者の皆様向けに貯水槽水道の管理や手続きについてまとめたものです。

貯水槽水道とは？

マンションやビル等において、受水槽にいったん水道水を貯めてから給水する施設を貯水槽水道といいます。

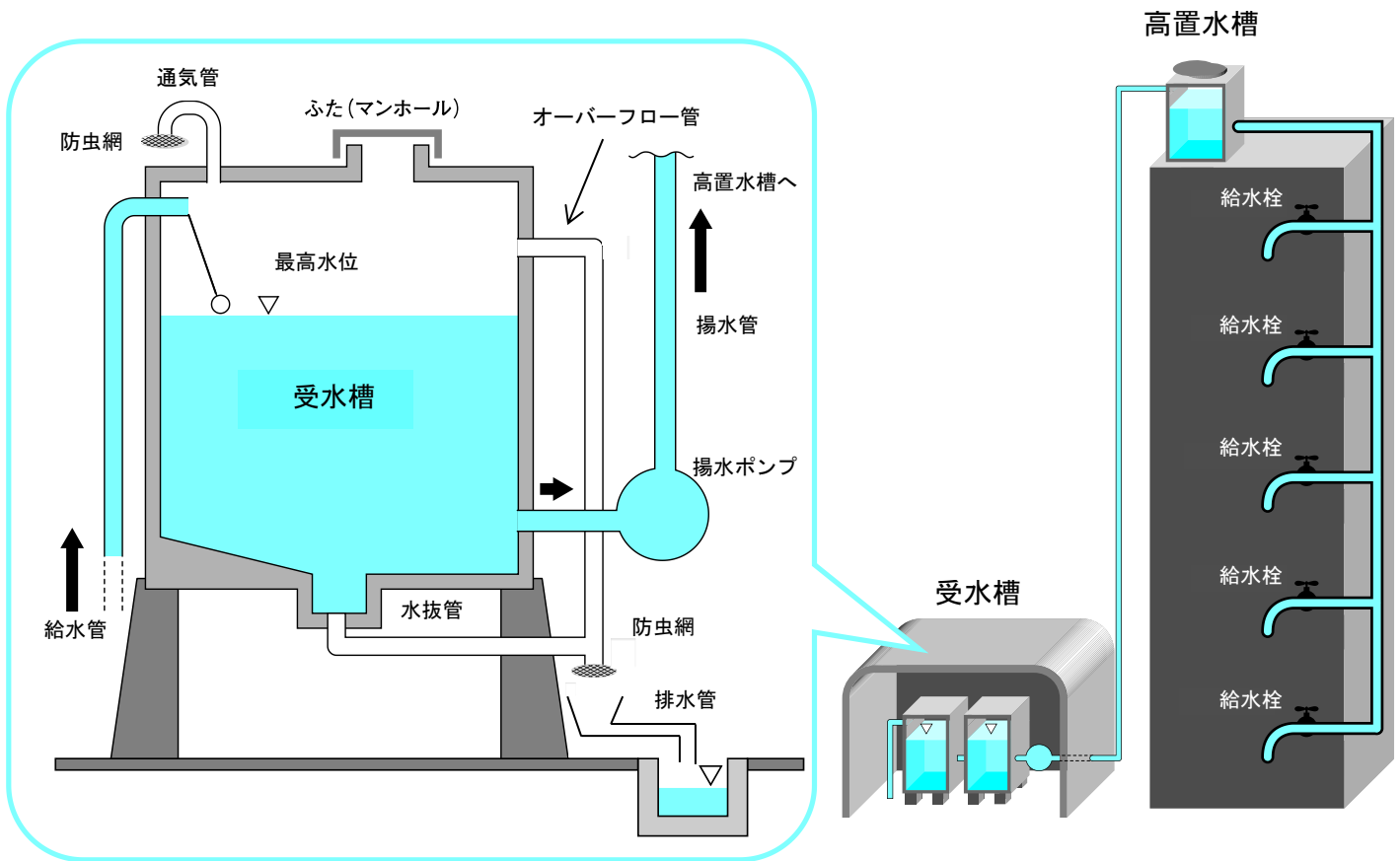
受水槽に入る前の水は水道事業者（神奈川県企業庁）が責任を持ちますが、受水槽以降の施設と水質の管理は、貯水槽水道の設置者の責任で行う義務があります。

貯水槽水道は受水槽の有効容量によって、次の2つに分けられます。



- ※大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例
- ・大和市内の区域のみ適用されます。
 - ・一戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物に供給するものを除きます。

貯水槽水道の構造



必要な届出・手続き



次の場合、設置者（所有者）は、市役所「環境・公害対策課」に届け出てください。

① 設置（給水開始）した時

【根拠法令】市水道法施行細則第11条／市条例第12条

② 届出事項（建物の名称、設置者の住所及び氏名等）に変更があった時

【根拠法令】市水道法施行細則第12条／市条例第13条・第18条

③ 廃止した時

【根拠法令】市水道法施行細則第13条／市条例第13条

届出用紙は、環境・公害対策課にあります。大和市のホームページからも様式をダウンロードできます。

➡ **ダウンロードサービス** <https://www.city.yamato.lg.jp/>

大和市ホームページ — 行政・暮らし ➡ 暮らし・環境 ➡ 環境

➡ 専用水道・簡易専用水道

小規模水道・小規模貯水槽水道に関する届出について

■例規・様式 — <様式> — 申請・届出様式（Word形式／PDF形式）



施設の管理

設置者には、次のように貯水槽水道を衛生的に管理する義務があります。

1 水槽の清掃

○受水槽・高置水槽は、毎年1回以上定期的に清掃してください。

【根拠法令】水道法第34条の2第1項・規則第55条第1号／市条例第14条第1項第1号
安全かつ確実に行うためには専門業者に依頼するのがよいでしょう。

次ページの表1のとおり貯水槽清掃会社を紹介する関係団体がありますので、直接お問い合わせください。

2 施設の点検等

○水槽の点検を行うなど、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じてください。

【根拠法令】水道法第34条の2第1項・規則第55条第2号／市条例第14条第1項第2号

○大和市では、必要な措置として次の内容を指導しています。

施設の点検	<p>○次の項目について月1回定期的実施し、記録を残しておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水槽に亀裂、ひび割れがないか。 ・水槽内にサビ、沈でん物、虫、鳥や動物の死骸等がないか。 ・水槽に汚水や雨水等が入っていないか。 ・通気管や水抜管の開口部の防虫網は破れたり外れたりしていないか。 ・施設の周囲が清掃され、清潔に保たれているか。 ・水槽のふた(マンホール)は密閉され、施錠されているか。 ・配管、バルブに異常や誤接合はないか。 ・その他、異常はないか。 <p>○定期的な点検とは別に、大雨や台風の後等は随時点検しましょう。</p>
水質の点検	<p>○毎日、透明なコップに水を採り、色、濁り、臭い、味、異物の有無等を点検しましょう。</p> <p>○週に1回以上、末端給水栓(蛇口)の水で遊離残留塩素を測り、記録を残しておきましょう。➡遊離残留塩素濃度は0.1mg/L以上検出される必要があります。</p>
書類の管理	<p>○次の書類を整理・保管しておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の配置及び系統を明らかにした図面(永年保存) ・受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図(永年保存) ・水槽の清掃及び点検の記録(3年保存) ・水質の点検その他管理についての記録(3年保存) ・法定検査の検査済証(3年保存)

3 水に異常を認めたとときの水質検査の実施

○水の色、濁り、臭い、味などに異常を認めたとときは、必要な水質検査を行ってください

【根拠法令】水道法第34条の2第1項・規則第55条第3号／市条例第14条第1項第3号・規則第13条

➡異常を認めたとときは、速やかに市役所《環境・公害対策課》にご相談ください。
(給水停止が必要になる場合もあります。)

登録(指定)検査機関による検査の受検(法定検査)

○簡易専用水道及び受水槽の有効容量が8m³を超える小規模貯水槽水道の設置者は、毎年1回以上定期に、登録(指定)検査機関の検査を受けることが法令で義務付けられています。

検査機関は、次ページの表2のとおりですので、直接お問い合わせください。

検査機関の検査員が検査を行った後、検査済証が発行されます。検査の結果、衛生上問題があると指摘された場合は、速やかに市役所《環境・公害対策課》へ連絡して指示を受けてください。

【根拠法令】水道法第34条の2第2項・規則第56条／市条例第14条第2項

法定検査の内容

- ・受水槽及び高置水槽周囲の状態
- ・受水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態
- ・受水槽及び高置水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- ・受水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態
- ・給水管等の状態
- ・給水栓における臭気、味、色、色度、濁り及び残留塩素等水質の検査
- ・水槽の清掃及び点検の記録など関係書類の確認



表1 貯水槽清掃会社を紹介する関係団体（参考）

団体名	所在地	電話番号
一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会	横浜市中区寿町2-5-1 川本工業ビル7F	045-641-2802
公益社団法人神奈川県生活水保全協会	横浜市磯子区洋光台6-1-1 洋光台ファミリーコアビル3F	045-830-5720
一般社団法人かながわ貯水槽管理協会	横浜市金沢区鳥浜町4-18	045-370-8020

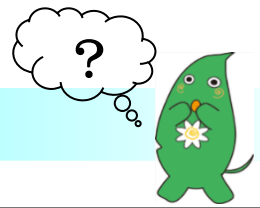
表2 簡易専用水道・小規模貯水槽水道の検査機関

令和8年4月1日現在

名称	検査を行う事業所の所在地	電話番号
公益財団法人神奈川県予防医学協会	横浜市金沢区鳥浜町14-1	045-773-6444
一般財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里1-15-1	042-778-9208
一般社団法人神奈川県保健協会	横浜市中区山下町224-1 他	045-661-0975
一般財団法人東京顕微鏡院	東京都立川市高松町1-100-38 他	042-525-3186
一般社団法人神奈川県貯水槽協会	茅ヶ崎市松が丘1-6-83	0467-83-0605
株式会社MIZUKEN	東京都江東区毛利1-19-10 江間忠錦糸町ビル6階 他	03-5600-3532
株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩5-18-6	03-3671-5941
株式会社日本分析	東京都板橋区志村1-15-14	03-5914-4431
株式会社総合環境分析 甲信分析センター	山梨県南アルプス市小笠原6	055-283-6155

※上記検査機関は、市条例の小規模貯水槽水道の市指定検査機関です。また、簡易専用水道検査機関でもあるため、簡易専用水道の検査もできます。

簡易専用水道の検査機関は他にもあります。詳しくは国土交通省及び環境省ホームページの簡易専用水道検査機関登録簿をご覧ください



こんなときどうする？ Q&A集

Q 1 : マンションに住んでいますが、貯水槽水道が適正に管理されているか心配です。

A : 市役所〈環境・公害対策課〉への届出や管理記録の保存が義務づけられています。管理会社や建物の所有者に確認してみましょう。

Q 2 : 毎日の点検をしたところ、蛇口の水に色がついていました。

A : 空気の混入や金属の溶出等が原因で色がつく場合があります。原因を取り除かなければいけませんので、市役所〈環境・公害対策課〉または水道事業者（神奈川県企業庁）にご相談ください。

Q 3 : 受水槽通気管の防虫網が破れてしまいました。

A : 動物や虫が受水槽の中に入ったら大変です。至急補修しましょう。

Q 4 : 法定検査の申込み方法を教えてください。また、費用はどれくらいかかりますか。

A : 直接検査機関に申し込んでください。費用は検査機関によって異なりますが、およそ2万円程度です。

Q 5 : 法定検査を受けたら、検査機関から市役所に連絡するよういわれました。

A : 衛生上問題があります。給水停止や応急処置が必要な場合があります、そのままでは危険ですから、すぐに市役所〈環境・公害対策課〉に連絡しましょう。

Q 6 : 管理が大変なので直結給水にしたいのですが、どのような条件がありますか。

A : 水道管が丈夫で水圧が充分あることが必要です。高い建物や一度に大量の水を使う施設では受水槽が必要な場合があります。一度、水道事業者（神奈川県企業庁）に相談してみましょう。

（参考）直結給水とは



受水槽を使用しないで、配水管の水圧を利用して建物の上部階まで給水する方法を直結直圧式給水、配管の途中にブースター（増圧）装置を取りつけて給水する方法を直結増圧式給水といい、両者をあわせて直結給水といいます。

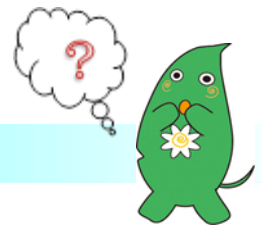
直結給水にすると受水槽がいらなくなり、清掃、点検や検査が必要なくなるほか、汚水や雨水が流入する心配もありません。直結給水にするためにはいくつか条件がありますので、詳しくは水道事業者（神奈川県企業庁）にご相談ください。

Q 7 : 清掃を行なわなかったり、法定検査を受けないとどうなりますか。

A : 貯水槽水道の管理が悪かったために、集団下痢症が発生した事故例があります。建物に住んでいる人、利用している人の安全を守ることは、設置者の大切な責務です。なお、水道法では罰則規定があり、例えば法定検査を受けなかった場合は百万円以下の罰金に処されることがあります。

Q 8 : 有効容量が5 m³の小規模貯水槽水道ですが、法定検査の必要がありますか。

A : 8 m³以下の小規模貯水槽水道では、市条例上の受検義務はありませんが、年1回、指定検査機関の検査を受けておくとより安心です。



こんなときどうする？（前ページからの続き）

Q9：大雨で建物の地下受水槽に汚水が流れ込んでしまいました。どうしたらよいでしょうか。

A：すぐに給水を停止して、居住者等関係者に知らせるとともに、市役所《環境・公害対策課》に連絡してください。

緊急停止後、次のような対応が考えられます。



- ①直結の給水栓や近隣の水道、ペットボトル等で飲み水を緊急に確保する。
- ②原因を調査し、施設を改善する等の再発防止策を実施する。
- ③受水槽、高置水槽、揚水管等の洗浄消毒を行う。
- ④水質検査を実施して安全を確認する。
- ⑤②～④を実施後、給水を再開する。
- ⑥地下式の受水槽は危険性が高いので、6面点検が可能な受水槽の設置を検討する。

Q10：遊離残留塩素の測定方法を教えてください。

A：専門業者に依頼してもよいのですが、検査キットが販売されていますので、設置者等が自分で測定することも可能です。

Q11：水道水を供給する水道事業者（神奈川県企業庁）に貯水槽水道に関する相談を行うことができますか。

A：貯水槽水道に水道水を供給している水道事業者と貯水槽水道設置者の間には、通常、供給規程（給水契約）が結ばれています。この規程に基づき、水道事業者が管理等に関する専門的事項や水質検査について指導助言・情報提供してくれる場合があります。

【根拠法令】水道法第14条

相談窓口

貯水槽水道に関する相談窓口は次のとおりです。

1 手続き・施設の管理・法定検査などに関する相談

大和市役所 環境共生部 環境・公害対策課
公害対策係

住 所 : 大和市下鶴間1-1-1
電話番号 : 046(260)5106
ファックス : 046(260)6281

2 供給規程・直接給水に関する相談

神奈川県企業庁 大和水道営業所

住 所 : 大和市西鶴間3-12-18
電話番号 : 046(261)3256



（令和8年4月）